



「後期高齢者医療保険料 徴収猶予申請」の対象者

次の各号のいずれかに該当する場合

(1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅又は家財について著しい損害を受けたとき。

(2) 被保険者、その属する世帯の世帯主又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者が、次のアからエまでに掲げる理由により、その世帯の収入が著しく減少したとき。

ア 休廃業、退職又は失業

イ 事業における著しい損失

ウ 心身に重大な障害を受けたこと又は長期入院したこと。

エ アからウまでに掲げるもののほか、特別の理由として規則で定めるもの

(3) 被保険者の属する世帯の世帯主又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者が死亡したとその他規則で定める理由により、その世帯の収入が規則で定める基準以下となったとき。